

地域材利用拡大緊急対策事業(広葉樹材の活用によるしいたけ生産支援対策)に関するQ&A

平成28年6月15日

	質 問	回 答
1	本数の実施による達成すべき目標(指標)は何ですか。	今回、達成すべき指標について規定はされておりませんが、【事業計画提案書の記載例】にあるとおり、事業計画提案書等の「事業の成果」(事業実施によって得られる効果を記載)欄に、しいたけ生産量や地域材活用量など、具体的に見込まれる成果の数量を記載していただき、実績報告書において最終成果を報告していただくことになります。
2	今回の事業は生しいたけ生産者も対象になるのでしょうか。	この事業は原木を活用したしいたけ生産により、地域材の活用を促進しようとするものであり、乾しいたけ、生しいたけとも対象となります。
3	新たに生産を始める生産者を補助対象にする場合、生産量回復との関わりがでてくるのでしょうか。	新たに原木しいたけ生産を行う生産者も対象となります。この場合、新たに栽培を行うことにより、地域材の活用促進につながることから、導入した原木及び種駒の全量が助成対象となります。
4	公募要領2(1)ア. アにおける「生産性向上に向けた取り組み」について、「地域にあった栽培管理」とはどのように解釈したら良いでしょうか	地域材を活用して、当該地域の立地条件や自然的条件等を踏まえ、これまでの栽培技術等を勘案する中で、適正な栽培管理に努めていただくという趣旨です。
5	公募要領2.(1)アでは、原木・種駒助成は「植菌本数」がベースですが、種駒だけの助成は可能ですか。	種駒のみでの助成も可能です。
6	「植菌数」ではなく「植菌本数」の増加となると、過去分との比較も植菌本数になりますが、その場合は、種駒の助成については、植菌本数にするのでしょうか。	種駒の助成については、購入した種駒数(個)を記載していただくことになります。助成対象は原木と同じ考え方(増加分のみ)となります。
7	公募要領2(1)における「生産量の回復」とはいつ時点の生産量がどの程度増加すれば良いのでしょうか。	いつの時点の生産量を基準とするかは、公募要領の2(1)の注釈に記載のとおりです。 注)毎年、ほぼ一定本数の植菌を行っていた場合は、平成24年以降で最小となった本数、各年で植菌本数のバラツキがある場合は、平成24年以降で3か年程度の平均が最小となる本数。
8	公募要領2.(1)ア.(ア)の(注)について、「毎年、ほぼ一定本数」の「ほぼ」とはどの程度を指すのでしょうか。	特に何%の増減というものは設定していません。平成24年以降毎年継続して植菌を行い、特殊事情により大幅な増減があった場合を除き「ほぼ一定本数の植菌を行っていた場合」に該当すると解釈しています。

	質 問	回 答
9	公募要領2. (1)ア. (ア)の(注)について、「平成24年以降で最小となった…」の「最小」に0が含まれるのでしょうか。	ゼロは含みません。植菌ゼロの年があれば、「バラつきがある場合」に相当し、その場合はゼロの年を除いた3年程度の平均本数を基準とします。
10	公募要領2. (1)ア. (ア)の(注)について、「各年で植菌本数のバラつきが…」の「バラつき」とは、どの程度を指すのでしょうか。	バラつきとは、平成24年以降で植菌をしなかった(ゼロの)年がある場合や特殊事情により大幅な増減があった場合を想定しています。
11	公募要領2. (6)では、「事業実施期間について平成29年3月10日まで」、とありますが、本事業は「生産資材の導入経費への支援」であることから、ここで言う「事業完了」の時点とは、「生産資材の導入が完了した時点(資材の納品等が確認できた時点)」との認識で宜しいでしょうか。	植菌まで終了したうえで、確認のため現地の写真を実績報告書に添付することになります。
12	公募要領6. では、事業完了の日から1か月以内又は平成29年3月10日のいずれか早い日までに実績報告書を提出することとなっていますが、一方、助成金交付規定第8条では、この日付が3月10日ではなく4月10日までとなっています。この違いは何でしょうか。	実績報告書の提出は、助成金交付規程第8条にかかわらず、公募要領にあるとおり、事業完了の日から1か月以内又は平成29年3月10日のいずれか早い日までをお願いします。この点について、文書の記述が紛らわしかったことをお詫びします。
13	全体として、申請時の数量に変更があった場合(特に減少した場合)、どのような時期に、どのような処理を行ったらよいでしょうか。	交付規程第12条に基づき、交付申請書の内容に変更が生じた場合、あるいは取り止めになった場合には、その理由と共に変更申請書を速やかに日特振に報告してください。
14	助成金交付規程の別紙、1.「生産資材導入費の消費税の扱い」について、金額を証明するものは支払行為が完全に終了しているものになるのでしょうか。	消費税の扱いについては、額が明らかな場合は減額して申請(実施報告)してください。交付申請時に消費税額が明らかでない場合は、含んだ額で申請(実施報告)していただきますが、事業実施主体によっては、消費税及び地方消費税の申告により「仕入れに係る消費税相当額」が確定した後、助成金の返還が生じる場合があります。なお、金額を証明するものは、領収書等支払いが確認できるものになります。
15	助成金交付規程第8条第3項の規定に基づき、『事業実施報告書(様式第6号)』を提出した後、様式第7号により『地域材利用拡大緊急対策事業費補助金の仕入れに係る消費税等相当額報告書』を提出することになっていますが、どういうことでしょうか。	実績報告書を提出する際に消費税額が確定している場合、その額を減額して報告する必要があり、消費税額が確定していなかった場合、事業実施主体によっては、消費税及び地方消費税の申告により「仕入れに係る消費税相当額」が確定した後、助成金の返還が生じる場合がありますので、様式第7号にて報告していただく必要があります。